

中央会月刊誌

中小企業
がごしま

2012
第690号

12

特集
テーマ

- 労働契約法の改正
パート、嘱託など有期労働契約で働くすべての人が対象に



Kagoshima
Prefectural Federation
of Small Business
Associations

鹿児島県中小企業団体中央会



ここは、
芋の
酒の国。



華やかにして、美しき味わい。

産地呼称。
それは、信頼の証です。



「黒麹仕立て 桜島」は、鹿児島県産さつまいもだけを使い、南薩摩で蒸留瓶詰めされた生粋の「薩摩焼酎」であることを公的機関より認証されています。



南薩産さつまいも仕込
桜島
さくらじま
黒麹仕立て

「黒麹仕立て 桜島」は、穫れ立ての南薩摩産さつまいも芋を黒麹で丹念に仕込み、芳醇な香りと深く濃い味わいへと仕上げた生粋の薩摩焼酎。焼き芋を思わせる香ばしさと、濃厚なトロリとした甘さと旨さを持つ、黒麹の特徴を存分に生かした本格芋焼酎です。

CONTENTS

特集 労働契約法の改正 パート、嘱託など有期労働契約で働くすべての人が対象に 2

中央会の動き 8

- 経済講演会 ～失敗は“成幸”の素～
- 組合青年部研究会 ～震災の建物被害から構造設計の方向性を探る～
- 創業・起業セミナー ～太陽光発電に関する組織化を提案～
- 商工中金協力会講演会 ～向かい風、後ろを向けば追い風に～
- 全国レディース中央会 in 福島

トピックス 12

- 鹿児島の素材を活かしたお菓子コンクールを開催〔鹿児島県菓子工業組合〕
- “伝統美を紡ぐ匠の技を展示”〔本場大島紬織物協同組合〕
- 組合創立50周年記念式典を開催〔鹿児島県木材協同組合連合会〕

インフォメーション 14

- 入札参加資格申請に個人住民税の特別徴収が必要になります
- 鹿児島県の最低賃金が改定されました

業界情報 16

平成24年10月 情報連絡員報告

倒産概況 18

平成24年11月 鹿児島県内企業倒産概況

中央会関連主要行事予定 20

**景観一望、桜島。平成24年4月1日 温泉&エステ
リニューアル
オープン!**



展望露天温泉 **さつま乃湯**
SHIROYAMA SPA



エントランス



さつま乃湯



エステ&スパラピス



マッサージルーム

桜島を一望する標高108mからの絶景、地下1000mから湧き出る上質の温泉、非日常の空間で受ける、解放感と安らぎのラグジュアリーエステ。新しくなった「さつま乃湯」で、極上の癒しを是非ご体感ください。

Castle Park Hotel **城山観光ホテル**

鹿児島市新照院町 41 番 1 号 TEL.099-224-2211
<http://www.shiroyama-g.co.jp>

特集

労働契約法の改正

パート、嘱託など有期労働契約で働くすべての人が対象に

労働契約法は、労働契約に関する基本的なルールを規定した法律です。平成 24 年 8 月 10 日に「労働契約法の一部を改正する法律」が公布され、有期労働契約に関する新たなルールが規定されました。

有期労働契約とは、1 年契約や 6 か月契約など期間の定めのある労働契約のことを指し、通常「パート」「アルバイト」「契約社員」「嘱託」「派遣社員」等の言い方で呼ばれています。

今回の法改正はこれらの有期労働契約により働くすべての人が対象となりますので、中小企業においては、適正な対応が必要です。今回は、改正労働契約法のポイントについて特集します。

今日、有期労働契約で働く人は、全国で約 1,200 万人と推計されます。その約 3 割が、通算 5 年を超えて有期労働契約を繰り返し更新している実態にあり、その下で生じる「雇止め」が問題となっています。また、有期労働契約を理由に働く人に不合理な労働条件が定められることがないようにする必要があります。こうした問題に対処し、安心して働き続けることができる社会を実現するために今回の法改正が行われ、新しいルールが規定されました。

労働契約法の 3 つのルール

I 無期労働契約への転換 (施行期日：平成 25 年 4 月 1 日)

有期労働契約が繰り返し更新されて、通算 5 年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。

II 「雇止め法理」の法定化 (施行期日：平成 24 年 8 月 10 日)

最高裁判例で確立した「雇止め法理」が、そのままの内容で法律に規定されました。一定の場合には、使用者による雇止めが認められないことになるルールです。

III 不合理な労働条件の禁止 (施行期日：平成 25 年 4 月 1 日)

有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることによる不合理な労働条件の相違を設けることを禁止するルールです。

無期労働契約への転換

同一の使用者ととの間で、有期労働契約が通算で5年を超えて繰り返し更新された場合は、労働者の申込みにより、無期労働契約に転換することができます。平成25年4月1日以後に開始する有期労働契約が対象となります。平成25年3月31日以前に開始した有期労働契約は、通算契約期間に含めません。

【無期転換の申込み】

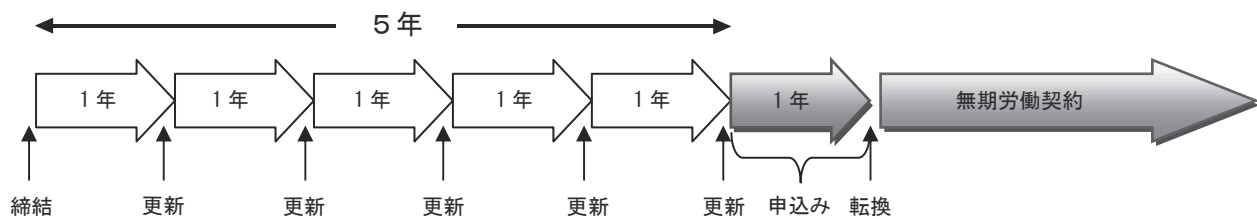
労働者は、平成25年4月1日以後に開始した有期労働契約の通算契約期間が5年を超える場合、その契約期間の初日から末日までの間に、無期転換の申込みをすることができます。

無期転換の申込みをすると、使用者が申込みを承諾したものとみなされ、無期労働契約がその時点で成立します。無期に転換されるのは、申込み時点の有期労働契約が終了する日の翌日からです。

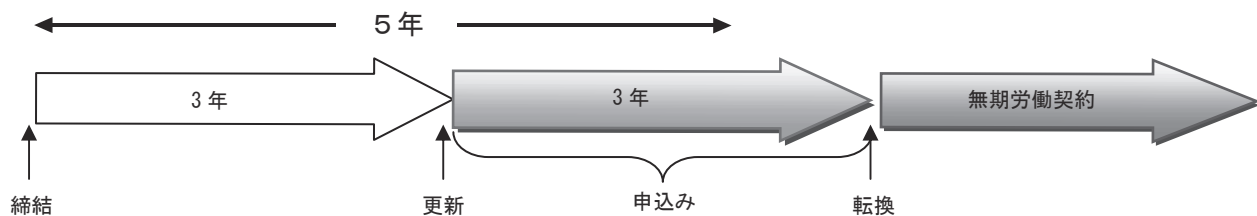
なお、無期転換の申込みは労働者の権利であり、申込みをするかどうかは労働者の自由です。

【無期転換の申込み時期】

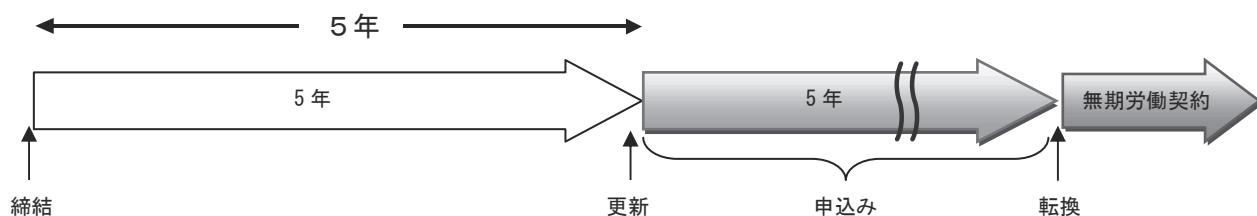
(契約期間が1年の場合の例)



(契約期間が3年の場合の例)



(契約期間が5年の場合の例)



(注) 1回の契約期間が3年を超える有期労働契約の締結が認められるのは、高度の専門的知識等を有する労働者や、満60歳以上の労働者との間に締結される労働契約等に限られます。

【無期労働契約の条件】

無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間等）は、「別段の定め」がない限り、直前の有期労働契約と同一となります。この場合、無期転換にあたり、職務の内容などが変更されないにもかかわらず、無期転換後の労働条件を低下させることは、無期転換を円滑に進める観点から望ましいものではありません。

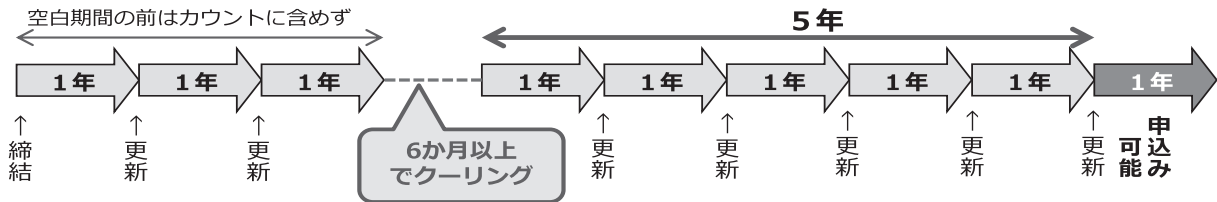
なお、無期転換を申込まないことを契約更新の条件とするなど、あらかじめ労働者に無期転換申込権を放棄させることはできず、そのような意思表示は無効と解されます。

【通算契約期間の計算について】

(1) カウントの対象となる契約期間が1年以上の場合

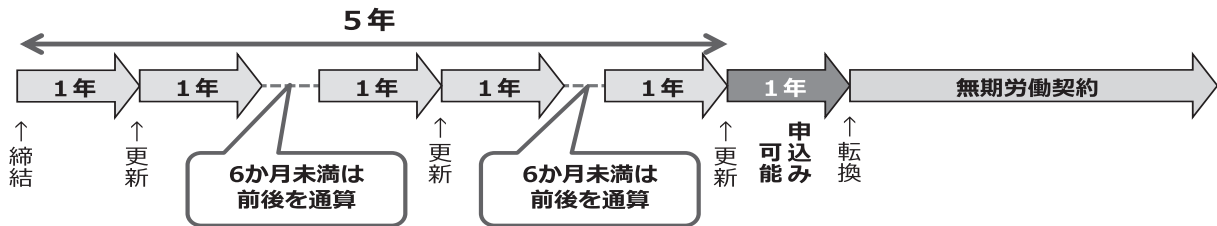
■契約がない期間（6か月以上）があるとき

有期労働契約とその次の有期労働契約の間に、契約がない期間が6か月以上あるときは、その空白期間より前の有期労働契約は通算契約期間に含めません。これをクローリングといいます。



■契約がない期間はあるが、6か月未満のとき

契約がない期間があっても6か月未満の場合は、前後の有期労働契約の期間を通算します。



(2) カウントの対象となる契約期間が1年未満の場合

次の表に掲げる「契約がない期間」に該当する場合、契約期間の通算がリセットされます。

カウントの対象となる有期労働契約の期間	契約がない期間
2か月以下	1か月以上
2か月超～4か月以下	2か月以上
4か月超～6か月以下	3か月以上
6か月超～8か月以下	4か月以上
8か月超～10か月以下	5か月以上
10か月超～	6か月以上

【通算契約期間の計算方法】

(1) 「同一の利用者」ごとに計算する

有期労働契約の契約期間の途中や契約期間の満了の際に勤務先の事業所が変わった場合でも、同じ事業主の事業所間の異動であれば、契約期間は通算されます。

(2) 労働契約の存続期間で計算する

育児休業等で勤務しなかった期間も、労働契約が続いていれば通算契約期間にカウントされます。

(3) 端数の計算方法

複数の契約期間を合算する際、1か月未満の端数は30日をもって1か月に換算します。

「雇止め法理」の法定化

有期労働契約は、使用者が更新を拒否したときは、契約期間の満了により雇用が終了します。これを「雇止め」と言います。雇止めについては、労働者保護の観点から、最高裁判例により一定の場合にこれを無効とする判例上のルール（雇止め法理）が確立していましたが、今回の法改正により条文化されました。

次のいずれかに該当する有期労働契約が対象になります。

- (1) 過去に反復更新された有期労働契約で、その雇止めが無期労働契約の解雇と社会通念上同視できると認められるもの
- (2) 労働者において、有期労働契約の契約期間の満了時にその有期労働契約が更新されるものと期待することについて合理的な理由(※)があると認められるもの

※合理的な理由とは

合理的な理由の有無については、最初の有期労働契約の締結時から雇止めされた有期労働契約の満了時までのあらゆる事情が総合的に勘案されます。また、労働者が雇用継続への合理的な期待を抱いていたにもかかわらず、契約期間の満了前に更新年数や回数の上限等を使用者が一方的に宣言しても、直ちに合理的な理由の存在が否定されることにはならないと解されます

上記のいずれかに該当する場合に、使用者が雇止めをすることが「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないとき」は雇止めが認められません。従前と同一の労働条件で、有期労働契約が更新されます。

【申込み】

条文化されたルールが適用されるためには、労働者からの有期労働契約の更新の「申込み」が必要です。「申込み」は、使用者による雇止めの意思表示に対して「嫌だ」「困る」と言うなど、労働者による反対の意思表示が使用者に伝わるものでも構わないと解されます。

また、雇止めの効力について紛争となった場合における「申込み」をしたことの主張・立証については、労働者が雇止めに異議があることが、訴訟の提起、紛争調停機関への申立て、団体交渉等によって使用者に直接又は間接に伝えられたことを概括的に主張・立証すればよいと解されます。

最新の印刷技術と環境保全の融合

●竹紙印刷 ●抗菌印刷 ●3DE印刷 ●ラベル印刷 ●軟包装資材(フィルム・ラベル) ●PP・PETなどの特殊素材への印刷
 ●パッケージ・厚紙印刷 ●宣伝用印刷 ●事務用印刷 ●屋外広告 ●店舗・イベントブースデザイン施工 ●電子ブック
 ●Webサイト制作 ●レンチキュラー印刷(実用新案登録第3143782号) ●MUD(メディアユニバーサルデザイン)に取り組んでおります。

WWW.UNICOLOR.JP

品質管理基準が厳格な製品へ対応の
高性能印刷品質検査装置を導入しました。

一般社団法人抗菌製品技術協議会 会員
協業組合 ユニカラー

本社 〒891-1231 鹿児島市小山田町7276-3
 TEL (099) 238-5525 FAX (099) 238-5534
 串木野営業所・坂元営業所



不合理な労働条件の禁止

「同一の使用者」と労働契約を締結している「有期契約労働者」と「無期契約労働者」との間で、期間の定めがあることにより不合理に労働条件を相違させることを禁止するルールです。

有期契約労働者については、「雇止め」の不安があることによって合理的な労働条件の決定が行われにくいことや、処遇に対する不満が多く指摘されていることを踏まえ、法律上明確化されました。

【対象となる労働条件】

一切の労働条件について、適用されます。賃金や労働時間等の狭義の労働条件だけでなく、労働契約の内容となっている災害補償、服務規律、教育訓練、付随義務、福利厚生など、労働者に対する一切の待遇が含まれます。

【判断の方法】

労働条件の相違が不合理と認められるかどうかは、

- (1) 職務の内容（業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度）
- (2) 当該職務の内容及び配置の変更の範囲
- (3) その他の事情

を考慮して、個々の労働条件ごとに判断されます。とりわけ、通勤手当、食堂の利用、安全管理等について労働条件を相違させることは、上記を考慮して特段の理由がない限り、合理的とは認められないと解されます。

例えば、定年後に有期労働契約で継続雇用された労働者の労働条件が、定年前の他の無期契約労働者の労働条件と相違することについては、定年の前後で、上記の(1)、(2)等が変更されることが一般的であることを考慮すれば、特段の事情がない限り不合理と認められないと解されます。

【規定の効果】

この規定は、民事的効力のある規定であり、法により不合理とされた労働条件の定めは無効となり、損害賠償が認められ得ると解されます。

なお、無効とされた労働条件については、基本的には、無期契約労働者と同じ労働条件が認められると解されます。

【お問い合わせ】

鹿児島労働局又は最寄りの労働基準監督署まで
厚生労働省ホームページでも最新情報を提供しています。

<http://www.mhlw.go.jp/>



業務災害補償制度のごあんない

業務災害への備えは お済みですか？

例えば、こんな心配にお応えします

事故防止は徹底しているが、万一の重大事故が心配だ

万全の注意を払っていても、死亡・後遺障害の発生確率はゼロではありません

ちょっとしたケガが多くなってきた

従業員向けの福利厚生制度の充実が、安心して働ける環境を作ります

パート・アルバイトの保障も考えなければ…

！
あります

全国中小企業団体中央会の

業務災害補償制度 (※1) であれば、
万一の業務災害から企業経営を守ります。
さらに、個別で加入するより

最大約60%割安 (※2) です。

(※1) 業務災害補償制度は、傷害総合保険・労働災害保険（使用者賠償責任条項）で構成されています。

(※2) 団体割引30%、過去の損害率による割引30%、役職員一括契約割引10%（売上高より換算した被保険者数が20名以上の場合）を適用した傷害総合保険部分の1名あたりの保険料です。

本制度は、全国中小企業団体中央会が契約主となり、損害保険ジャパン、東京海上日動火災保険、日本興亜損害保険、あいおいニッセイ同和損害保険、三井住友海上火災保険が引受保険会社となって募集します。

詳細については、鹿児島県中小企業団体中央会
(099-222-9258)まで ご連絡下さい。



経済講演会

失敗は“成幸”の素

11月8日、鹿児島市の「鹿児島サンロイヤルホテル」で、経済講演会を開催した。

株式会社フード&サクセス 代表取締役 杉山春樹氏が「100回失敗して50億失ったバカ社長が語る!『失敗は“成幸”の素』と題し講演した。

杉山氏は、働きながら夜間部で経済学を学び卒業、17カ国を旅した後、脱サラし飲食業に転身。21年間で8社を起業し、150店舗の飲食店の開業に携わるが、その後、破綻した経験を持つ。成功とどん底の両方の経験から、夢を実現し“成幸”をつかむための要諦を語った。



■人生は、今から死ぬまでである

- ・良い感情を持つことが良い結果や目標の達成につながる。

■成功するのに年齢は関係ない

■成功とは、失敗の繰り返しで達成するものだ

- ・成功の反対は失敗ではなく何もしないことである。失敗とは諦めてしまうことである。

■ビジネスの成功+幸せ=「成幸」

- ・ビジネスで成功しても、自分が元気で幸せでなければ意味がない。

■新規事業のヒント

- ・リピーターをつくるには「感動」を与えるしかない。マニュアルを超えた感動にしか心は動かない。
- ・一人で全てを把握できるのは3店舗まで、事業拡大にはまず人材育成が必要である。
- ・様々な場所に足を運び、既存事業との組み合わせの可能性をさぐる。

杉山氏は“成幸”をつかむのは、自分の思考と行動次第であり、年齢は関係ない。中小企業を取り巻く環境は厳しい状況が続いているが、屈せず前に進むことが大切である。」と述べた。

組合青年部研究会

震災の建物被害から構造設計の方向性を探る

11月2日、鹿児島市「鹿児島市勤労者交流センター」で、協同組合鹿児島県鉄構工業会を対象に組合青年部研究会を開催した。

エーユーエム構造設計株式会社代表取締役の濱尾博文氏を講師に迎え「東日本大震災に学ぶ」をテーマに、震災における建物被害報告とその後の検証から、今後の構造設計における方向性について研究を行った。

濱尾氏は、鉄骨造建築の被害の特徴、体育館建築の被害の特徴、マンション建築の被害の特徴についてデータに基づき説明し、「避難所に指定された体育館等が被害を受けるケースが目立ち、避難所の役目を果たせていなかった。東日本大震災クラスの地震が起きたときに絶対に被害を受けない建物を造るのは非常に難しいため、災害時の避難所としての役割を持つ施設においては、一部が被害を受けても避難所としての機能を失わないような設計が求められる。中高層マンションについては、ダメージフリー躯体システムの導入により、地震に対して粘り強さを発揮する構造が必要とされる。」と述べた。



その他、地震を想定した今後の設計に関する様々な意見が交わされた。

創業・起業セミナー

太陽光発電に関する組織化を提案

11月14日、鹿児島市の「アーバンポートホテル鹿児島」で、創業・起業セミナーを開催した。

太陽光発電システムや省エネルギーシステムの設備工事の受注斡旋を行うソーラー・エコ協同組合（岡山県）の沼元昇事務局長が、これまでの経緯や組合を活かした新しいビジネス推進の事例とポイントを紹介した。

沼元氏は「窓口を組合に統一し、それぞれの得意分野を活かした総合的な提案ができることが一番のメリットである。顧客に安心と信頼を与えることができる。」と組織化のメリットを強調した。

また、組合制度を活かした創業・起業のメリットや運営上の留意点等について説明し、「組合の最大のメリットはそれぞれの得意分野を活かしたワンストップ体制にあり、顧客の安心・信用度アップにも繋がる。一方、組合員への利益還元や組合員の意思統一が重要である。」と述べた。

続いて、本会から組合制度の概要、設立の要件、設立までの手順や支援等について説明し、組合制度を活用した創業・起業の気運醸成を図った。



商工中金協力会講演会

向かい風、後ろを向けば追い風に

11月21日、鹿児島市の「城山観光ホテル」で商工中金協力会講演会が開催された。

講演会は、「向かい風、後ろを向けば追い風に」と題して、有限会社せいわ箸店の木越和夫顧問（前社長）を講師に迎えて行われた。

講師の木越氏は、会社創業後様々な経営危機を乗り越えながら、ユニークなアイデア発想による商品づくりで好評を得てきた。

また、商売繁盛応援団の団長として日本を元気にするため、年間150件の講演を行っている。

講演の中で、「商売とは、客が困っていることを解決してあげること。営業は困っていることを探すことである。大事なことは『意識』。商売人はいかに商品に付加価値を付けるか考える必要がある。」と話し、「顧客満足ではなく消費者満足の視点が必要。商売は『恋』と『愛』のバランスが大事」と笑いを誘った。

最後に、「商売には『理念』が大事。夢が人生を作る。人生イコール金ではないが金儲けを悪者にしてはいけない。」と締めくくった。

講演会終了後は懇親会が開催され、盛会のうちに終了した。





レディース中央会全国フォーラム in 福島を開催

11月14日、福島県会津若松市の「大川荘」で「レディース中央会全国フォーラム in 福島」が開催され、本県中央会女性部会（井立田眞里子会長、会員29名）から井立田眞理子会長、大山美代子副会長が参加した。



フォーラムでは、鶴田全国中央会会長、内池福島県中央会会長、平賀全国レディース中央会会長が挨拶、続いて中小企業庁経営支援部守本部長及び福島県村田副知事が祝辞を述べ、福島県レディース会設立準備会若狭会長の挨拶の後、講演会及び事例発表が行われた。

最初に、株式会社長岡塗装店常務取締役の古志野純子氏が「中小企業経営 女性の力で一步前へ」と題し講演。以前は若年者が定着せず、資格を取得する前に退職してしまうなど、人材確保が深刻な課題であった。そこで仕事と生活の両立を支援する制度に取り組み、高齢者継続雇用制度、若年者トライアル雇用及び従業員のニーズに合った両立支援等を取り入れることで従業員の定着・育成を図った。また、育児・介護支援制度導入時にも、社員の事情に沿った柔軟な働き方が出来る制度とした。

その結果、社員が定着するようになり仕事の質が向上した。平成17年度には施工優良工事表彰等を受賞するなど、一連の取り組みがマスコミで取り上げられたことで、知名度と共に従業員の意識も向上した。「会社の一番の財産は社員であり、安心して働ける職場環境を整えることは経営者の責任である。仕事と生活の両立を図ることが、社員の仕事への意欲につながり、結果的にお客様へ良い仕事を提供できる。」と古志野氏は述べた。

次に、ハーラウ ラウラーナニ主宰のリノラニあゆみ氏が「被災地復興と女性の果たす役割」をテーマに事例発表を行った。リノラニあゆみ氏は、福島県いわき市でフラダンス教室を開いているが、震災後、フラダンスを通じた支援活動を行っており、地震と原発被害に苦しむ福島の窮状を涙ながらに報告した。



続いて交流会が開催され、フラダンスや白虎隊ショーが披露され、次回開催地の鳥取女性中央会がPRを行い、盛会のうちに終了した。



これからも、地域とともに。

ふれあい、まいにち。

毎日8時まで営業



山形屋

〒892-8601 鹿児島市金生町3番1号
電話(099)227-6111
www.yamataya.co.jp

今冬における節電へのご協力のお願い

日頃より節電にご協力いただき、誠にありがとうございます。

当社は、現在全ての原子力発電所が運転を停止しており、代替となる火力発電所などについて追加の燃料調達や補修時期の調整、および他電力会社からの応援融通の受電等、今冬の電力安定供給確保のため、最大限の努力を行っております。

現時点で対応可能なあらゆる供給力対策を織り込み、電力の安定供給に必要な最低限の予備率3%を何とか確保できる見通しですが、発電設備の計画外停止などを踏まえると、依然として厳しい見通しです。

このため、ご不便とご迷惑をお掛けし誠に申し訳ございませんが、**お客さまの生活・健康や経済活動に支障のない範囲で**、今冬におきましても、節電にご協力いただきますようお願いいたします。

九州電力株式会社



平成24年12月3日(月)～平成25年3月29日(金)までの間(年末年始12/31(月)～1/4(金)を除く)の平日8時～21時において、昨年冬にお取組みいただいた相当の節電にご協力をお願いいたします。

特に、電力需要が高くなる時間帯(8時～11時、17時～20時)では、重点的な節電へのご協力をお願いします。

家庭の節電メニュー

《エアコン》重ね着などをして、設定温度は20℃を心がけましょう。
窓には厚手のカーテンを掛けましょう。

《冷蔵庫》設定を「中」から「弱」に変えましょう。
扉を開ける時間をできるだけ減らしましょう。
食品を詰め込まないようにしましょう。

《照明》不要な照明をできるだけ消しましょう。

※エアコン・電気カーペット・電気こたつの控えすぎによる体調不良に気をつけて、それぞれのご事情のもと、無理のない範囲でご協力をお願いいたします。

[出展：経済産業省 冬季の節電メニュー]

節電の方法を、当社ホームページでもご紹介しています。
ご不明な点は最寄りの営業所へお問い合わせください。

九州電力

検索

www.kyuden.co.jp



鹿児島島の素材を活かしたお菓子コンクールを開催 ～鹿児島県菓子工業組合～

11月7日、鹿児島県菓子工業組合（岩田泰一理事長）が城山観光ホテルで「かごしまお菓子コンクール」を開催した。

安全・安心な鹿児島の農産物や特産品を活かし、九州新幹線を利用する観光客をターゲットとしたお菓子を開発すること等を目的に、県内の菓子業者、企業、団体及び個人を対象に実施したもの。46の菓子業者・団体及び4個人が参加し、82品の創作菓子が出品された。

これらの中から、創意・工夫、技術力、ビジュアル、市場性を基準に審査員による試食審査の結果、鹿児島県知事賞にモンシェリー松下の「ポンダリン」、鹿児島県菓子工業組合理事長賞にクラランスの「赤いチョコレート」、お土産大賞に城山観光ホテルの「鹿児島グルっとスイーツの旅」、鹿児島島の素材活用大賞に宮之浦加工グループの「森のごちそう屋久島産3種の果汁ゼリー」、ふるさと大賞にセイカ食品の「10粒しょうが飴」、明石屋の「さくらさくら」、いいね！大賞に路地パ一的らの「あきこクッキー『鹿児島』」が選ばれた。

入賞作品は、全国菓子博覧会への出展や各物産展等における展示・販売、組合HPへの掲載等により、販路拡大を支援する。
鹿児島県菓子工業組合 HP <http://kagosimakasi.web.fc2.com/>



“伝統美を紡ぐ匠の技”を展示 ～本場大島紬織物協同組合～

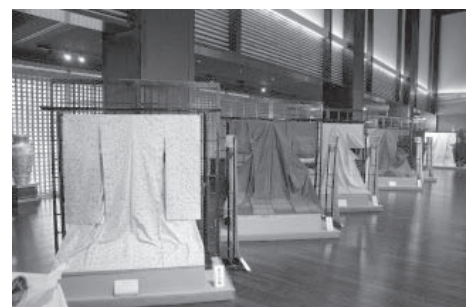
11月9日から11日の3日間、本場大島紬織物協同組合（窪田茂理事長）が、指宿白水館（指宿市）の敷地内にある薩摩伝承館で、「本場大島紬展」を開催した。

国の伝統的工芸品として薩摩を代表する“本場大島紬”の魅力を間近に感じられるよう、約100点の紬が出展された。

展示会では、本場大島紬の歴史年表展示（タペストリー、パネルなど）、古典大島紬の展示（明治～大正～昭和の変遷）、伝統工芸士による製造工程実演及び体験（図案・締め・加工・染色・織）、現代の大島紬展（反物・洋装・インテリア用品・小物等）を、また、本場大島紬新作コンテストやアンケート回答者への小物プレゼント等が行われた。

訪れた来場者は、本県の代表的な伝統的工芸品「大島紬」の伝統美と技に魅せられていた。

本場大島紬織物協同組合 HP <http://oshimatsumugi.com/>



創立50周年記念式典を開催 ～鹿児島県木材協同組合連合会～



柴立会長

11月9日、鹿児島市の「鹿児島東急イン」で、鹿児島県木材協同組合連合会が、組合創立50周年記念式典を開催した。

同連合会は、県下11の協同組合で組織されており、これまで原木の共同購入、製材品の共同販売、人材育成、情報提供等の事業を実施し、会員組合の活性化及び木材業界の発展に貢献してきた。

式典には多くの関係者が集い、長い歴史を刻んできた同連合会の節目を祝った。

また、功労者として横小路喜代治氏、児玉篤臣氏が表彰を受けた。

柴立鉄彦会長は「木材産業界を取り巻く経済情勢は厳しいが、連合会は50周年を機に関係者との連携を更に深め、会員組合の活性化と業界の振興に寄与していきたい。」と更なる飛躍に向けて決意を述べた。



祝宴会

 <p>さつまの海</p> <p>垂水地区に湧き出る温泉水を使用したやわらかな味わい</p> <p>さつまの海</p>	 <p>常熱蒼々</p> <p>常圧蒸留ならではのふくよかな香り</p> <p>常熱蒼々</p>	 <p>大海蒼々</p> <p>ふくよかな甘味と果実のような香り</p> <p>大海蒼々</p>	 <p>大海黒麹</p> <p>芋焼酎がまだ地元の人だけに飲まれていた頃の製法を再現</p> <p>大海黒麹</p>	 <p>一番雫</p> <p>サツマイモの吟醸香フルーティーな華やかさ</p> <p>一番雫</p>	 <p>さつま大海</p> <p>鹿児島島の農業地帯大隅半島の地焼酎</p> <p>さつま大海</p>
<p>たい かい 大 濴 酒 造 株 式 有 限 公 司</p> <p>〒893-0016 鹿児島県鹿屋市白崎町21番1号 TEL 0994-44-2190(代) FAX 0994-40-0950</p> <p>●未成年者の飲酒は法律で禁じられています。 ●健康のため、飲み過ぎに注意しましょう。 ●妊娠中・授乳期の飲酒はお控え下さい。 ●飲酒運転は絶対やめましょう。</p>					



入札参加資格申請に個人住民税の特別徴収が必要になります

平成25年度以降の鹿児島県の「入札参加資格申請」から個人住民税の特別徴収が必要になります。現在、特別徴収義務がありながら特別徴収を行っていない事業主の方は、変更手続きが必要です。

特別徴収とは？

個人住民税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を徴収（天引き）し、各市町村に納入する制度です。

いつから？

平成25年度以降の入札参加資格審査から適用されます。

適用先は？

県の建設工事、測量・建設コンサルタント業務（土木部審査）、県の物品購入等、役務の提供等の業務、庁舎等の管理等業務委託（出納局審査）

提出書類は？

必要となる提出書類は、今後、申請の手引き等の中で示されます。

【手続き】

◎毎年1月末までに市町村に提出している「給与支払報告書（総括表）」に、「特別徴収に変更」と朱記して、住民税担当課に提出してください。

これにより、市（町村）・県民税特別徴収額の決定通知書が送られてきますので、平成25年6月から特別徴収を開始することができます。詳しくは、従業員の方の住所地市町村の住民税担当課にお問い合わせください。

※既に個人住民税の特別徴収を行っている場合は、領収書の写し等で実施状況を確認します。

【お問い合わせ】各市町村の住民税担当課へ



南日本銀行
<http://nangin.jp>

With you

いつでも、いつまでも、ウイズユー。



鹿児島県の最低賃金が改定されました

【地域別最低賃金】

適用範囲	時間額	効力発生日
県下すべての労働者に適用されます。 ※産業別最低賃金が適用される産業については特定最低賃金が適用されます。	654円	平成24年 10月13日

【特定最低賃金（産業別最低賃金）】

産業名	時間額	効力発生日
百貨店、総合スーパー	680円	平成24年12月8日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	700円	平成24年12月21日
自動車（新車）小売業	724円	平成24年12月19日

- 最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
- 産業別最低賃金は、県内の特定の産業の労働者と使用者に適用されます。地域別と産業別の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
- 最低賃金には、次の賃金は算入されません。
 1. 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
 2. 一月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
 3. 時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金
 4. 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- 一般の労働者と労働効率などが異なるため、最低賃金を一律に適用するとかえって雇用機会を狭める可能性があるなどの労働者については、使用者が鹿児島労働局長の許可を受けることを条件として、個別に最低賃金を減額することが認められています。

こつこつ きちんと あなたのため
 こつこつ きちんと みんなのため
 こつこつ きちんと 地球のため
 こつこつ きちんと 明日のため
 こつこつ きちんと ウソはつかない
 こつこつ きちんと マネもしない
 こつこつ 豊して
 こつこつ 生きてるあなたを、
 わたしたち三井生命も、
 こつこつ きちんと応援します。

BEST/パートナー
三井生命

こつこつ
 きちんと

三井生命保険株式会社
 〒100-8123 東京都千代田区大手町 2-1-1 TEL:03-6831-8000 (大代表)
<http://www.mitsui-seimei.co.jp/>



業界情報（平成 24 年 10 月情報連絡員報告）

製 造 業

味噌醤油製造業

昼間の暑さが収まり、朝夕の涼しさが増すとともに、みそ、しょうゆの仕込みが本格化してきた。需要回復の歩みは遅々として進まないが、年末需要に向けて少しずつ歩みが早まることを期待したい。

高傾向で推移している。

素材丸太の出材は増えつつあるものの、価格は前年同月に比べて遠く及ばず、これから暮れにかけて期待したい。

酒類製造業

（平成 24 年 9 月分データ）

（単位 千・%）

区 分	H23.9	H24.9	前年同月比	
製成数量	17,820.2	21,907.2	122.9	
移出数量	県内課税	3,496.1	3,936.1	112.6
	県外課税	5,627.3	5,801.9	103.1
	県外未納税	3,390.5	3,737.5	110.2
在庫数量	224,647.9	199,944.6	89.0	

木材・木製品製造業

2013年度の住宅着工予想が建設経済研究所から発表された。これによると、住宅着工戸数が約92万戸と近年を上回る数字である。この要因は、消費税引き上げ前の駆け込み需要と復興需要が台頭するという見方である。

最近、鹿児島の新設住宅着工戸数は対前年比増を続けてはいるが、その中心はマンション、建て売り等の分譲分野が主であり、木造住宅については来年どうなるかまだ予測しかねるといのが本音である。

来年度も地域型住宅ブランド化事業が継続されるという情報もあり、本制度等をうまく利用して地域材の活用に繋げていきたい。

漬物製造業

安い商品しか動かない。

生コンクリート製造業

出荷量は対前年同月比 121.5%の172,861立米で、特に減少した地域は、加世田、串木野、宮之城、出水、屋久島、甌島、沖永良部、喜界島。特に増加した地域は、鹿児島、指宿、川薩、始良伊佐、垂水桜島、大隅、南隅、種子島、奄美大島、奄美南部であった。官公需は対前年同月比 124.8%の101,901立米、民需は対前年同月比 117.1%の70,960立米であった。

全体では官公需、民需ともに伸びており、特に鹿児島、川薩、始良伊佐、大隅など需要の大きい地域が顕著な伸びを示している。

蒲鉾製造業

昨年は新幹線全線開業効果で特に土産品の売上が伸びたが、今年は県外からの旅行客は減少し伸びがなかった。全体で見ると対前年同月比マイナス6%となった。

最近ではスーパーなどで日配品の安売りが目立っているようである。原材料（SA・FAクラス）は昨年より5%の値上げとなった。

コンクリート製品製造業

10月の出荷トン数は、10,011トン（対前年同月比97.0%）となった。

出荷量は鹿児島地区、大隅地区、奄美地区で減少しており、特に鹿児島地区は対前年同月比30%減となった。受注は対前年同月比並となっている。

鯉節製造業

前年同時期の原料価格は高止まり状況であり、今年も同様の価格で推移している。

在庫が減少し、取引条件が若干良くなってきているが、業界は楽観視できない状況が続いている。

金属製品製造業

特段の変化はないものの、先の見通せない状況が続いている。

菓子製造業

なかなか明るい話を耳にしない。

10月初旬は残暑が厳しく、菓子業界には厳しかった。ただ、地方では店売りより上棟餅がよく出たようだ。

仏壇製造業

海外産輸入仏壇内訳（主たる輸入国：中国、ベトナム、タイ等）は、7月27,911本、8月24,862本、9月24,184本。24年累計227,990本。

大島紬織物製造業（鹿児島地区）

10月は組合にて「きもの文化検定」（14日）、龍桜高等学校にて「伝統工芸教育事業」（18日）を実施した。また、天まちサロンにて大島紬展（15日～21日）を開催したほか、中央駅アミュ広場にて中央会主催・組合フェスタ（20日～21日）に出展し本場大島紬クイーンが紬のPRを行った。

印刷業

「胆管ガン」問題について、未だに確たる因果関係も判明しないまま、業界では化学物質取扱いに関する法令順守、健康障害防止策啓発のためのセミナーや手引書の作成等、現時点での可能な対応を続けている。一日も早い原因究明が待たれる。

本場大島紬織物製造業（奄美地区）

平成24年10月検査反数541反。対前年同月比87.8%（616反）。

木材・木製品製造業

製材製品は奄美三島の台風被害補修用資材としての荷動きがあり、品薄の銘柄も見られるなかじり

非製造業

卸売業

倉庫、駐車場への需要が増えている。組合保有の貸倉庫も稼働率が80%から100%となっている。また、長引く不況により地元中小企業に体力消耗が認められるほか、大企業の財務リストラ等の影響により系列組合員の出資金引上げによる脱退の動きがある。

中古自動車販売業

エコカー補助金が終わり中古車の動きに期待していたが、来店が少なく非常に厳しい。今後の年末商戦に期待したい。

青果小売業

対前月比95.8%、対前年同月比86.7%であった。

農業機械小売業

秋の普通作の刈取りも終わったところであるが、九州はどの地域も「平年並」で鹿児島は作況指数99であった。長雨による日照不足が原因である。畜産も年始めより良くなく、どうにか現状を保っているのが精いっぱいであるが、修理等に即応できるよう社員の教育は徹底している。

石油販売業

依然として中東情勢の緊迫化で原油価格も予断を許さない。景気も内憂外患・不況の影響で石油業界の動きも鈍い。来年2月、改正消防法が施行されることから事業の存続に影を落としている。10月からの環境税の導入等今後の石油増税も懸念されており、弱材料が目立っている。

鮮魚小売業

冷凍食品を解凍してフライパンで揚げる食品よりもレンジ対応が多く見受けられる。魚介類においてもレンジで焼けるさば干しや骨まで食べられる焼き魚等あり、自宅で魚をさばかなくても手軽に料理できるようになってきている。

商店街（霧島市）

10月の売上高は対前年同月比並の傾向であった。県内各地の商店街で行われるShow-1グランプリ地方大会が始まり、こくぶ通り会連合会も「きりしまんま」で出展している。今回の「きりしまんま」は、地元国分中央高校とのコラボ井となっており、今後は商店街活動と高校生との関係性を築き、まちづくりや商店街活性化へつなげていきたい。

商店街（薩摩川内市）

10月は前半の売上が悪く、トリプル選挙に入った後半はもっと悪くなった。

商店街（鹿児島市）

空き店舗が増加傾向にあり埋まりにくい状況にある。景気の減速により個人消費が低調になっており、買回り品、最寄品ともに減少している。また、尖閣問題で中国人観光客が減少し、アパレル、飲食とも売上高が減少した。

サービス業（旅館業/県内）

九州新幹線全線開業効果のピークだった昨年と比べ旅行者が減少している施設が多い。当県ではあまり大きな影響が出ていないように思われるが、中国・韓国からの旅行者が政情不安により急減し大きなダメージを受けている地域もある。長引く金融不安や円高等もあり政府が推進してきたインバウンド政策は大きな岐路に立たされているように感じる。

美容業

おしゃれのシーズンを迎えたが、最近では特に髪をセットしたりメイクをしたりしてパーティー等に出かけなくなった。

旅行業

秋の旅行シーズンに入り小・中学校の修学旅行、遠足等学校行事が増え、バスを持っている会員がフル稼働している。九州新幹線の利用客は落ち着いてきた。出張利用も昨年並みであり、東京・沖縄（航空機利用パック）・九州内（新幹線利用パック）が多い。10月の集客状況は、対前年同月比96.96%であった。

建築設計業

報道によると県内2012年度上半期の公共工事請負金額は3年ぶりに前年同期比を上回り18.1%増の1,140億8,300万円、件数は1.0%減の3,042件となっている。建築工事は鹿児島市立病院の新築工事や鹿児島大学の病棟工事等大型工事が重なり請負金額を押し上げている。また、最近では消費税増税による住宅建設やリフォーム等の駆け込み需要が増加してきている。

自動車分解整備・車体整備業

自動車整備業に於いて安全を無視することはできないが、経済が低迷している状況下では安価を望む顧客が多いのも現状である。

電気工事業

全体的に仕事量は増えてきており、特に太陽光発電設備については多忙を極めてきている状態である。

内装工事業

10月のラベル売上数は、カーテンラベル対前年同月比109.2%で僅かに増加、壁装ラベル対前年同月比51.8%で大幅に減少、じゅうたん等ラベル対前年同月比21.1%で大幅に減少した。新築物件等の動きが鈍く、景気低迷に陥っている。このままでは景気回復は見込めそうもない。

建設業（鹿児島市）

受注金額が低下している。

建設業（曾於市）

徐々に公共事業の発注が出てきたが、経営状況は厳しいままである。

貨物自動車運送業

10月に入り、燃料価格は落ち着いてきたようだ。荷動きについては昨年並であったが、採算の合わない運賃が増えてきており、収益を圧迫している。

運輸業（個人タクシー）

10月に入り夜の繁華街の人通りが少ないため、以前のような売上がない。また、新幹線全線開業効果も薄れてきているようである。今後もあまり期待できないのではないかとと思われる。

倉庫業

加工原材料用は、微増傾向で推移している。異常気象により、穀物類が減少傾向である。



平成 24 年 11 月 鹿児島県内企業倒産概況

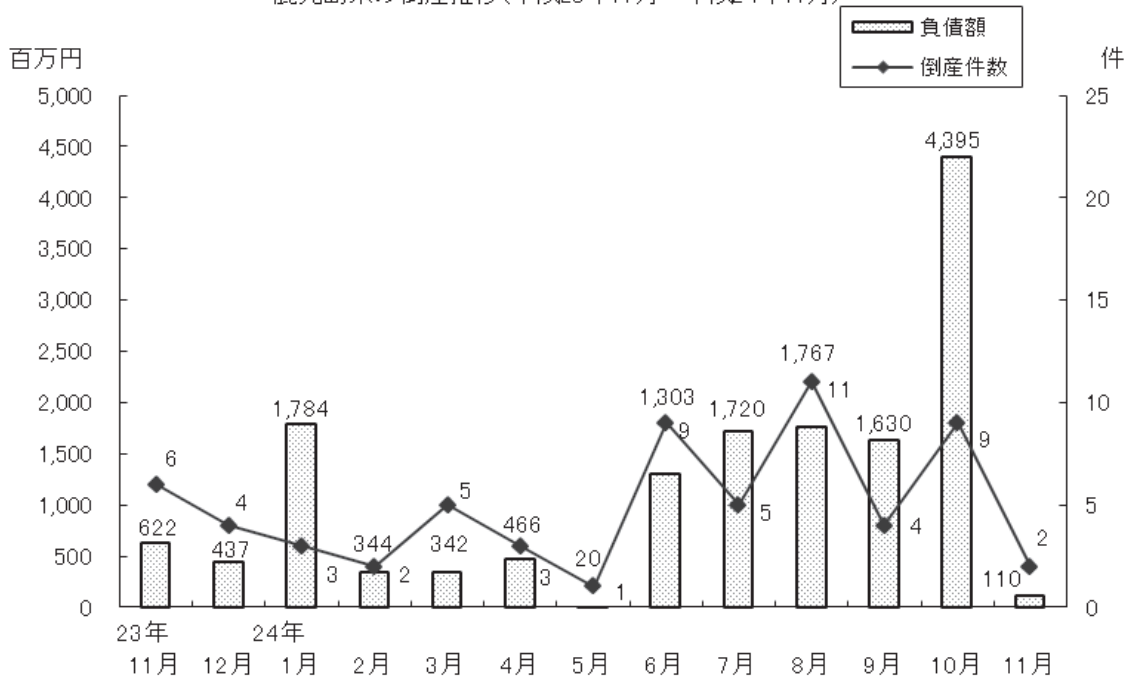
(負債額 1,000 万円以上・法的整理のみ)

(株)帝国データバンク 鹿児島支店

件数 2 件 負債総額 1 億 1,000 万円

〔件数〕前年同月比 4 件減 〔負債総額〕前年同月比 82.3%減

鹿児島県の倒産推移(平成23年11月～平成24年11月)



【概要】

平成 24 年 11 月の鹿児島県内の企業倒産（負債額 1,000 万円以上・法的整理）は、件数で 2 件（前月比 77.8%減、7 件減、前年同月比 66.7%減、4 件減）、負債総額は 1 億 1,000 万円（前月比 97.5%減、42 億 8,500 万円減、前年同月比 82.3%減、5 億 1,200 万円減）となった。

【各要因別】

- ・業種別では、建設業 1 件、卸売業 1 件。
- ・主因別では、販売不振 1 件、放漫経営 1 件。
- ・資本金では、100 万円～1,000 万円未満 1 件、1,000 万円～5,000 万円未満 1 件。
- ・負債額では、5,000 万円～1 億円未満 2 件。
- ・地域別では、南薩地区 1 件、大隅地区 1 件。

【ポイント】

11 月度としての倒産件数は、前月比 7 件減の 2 件であった。年間の件数としては平成 23 年の 47 件を既に上回り、平成 21 年の 56 件に迫る勢いとなっている。2 件については既に事業停止から任意整理であったものが法的申請に踏み切ったものである。

【今後の見通し】

11月発表の内閣府月例経済報告によると、世界景気の減速を背景に企業収益や設備投資、個人消費が落ち込んだことを踏まえ、景気の基調判断を「弱い動きとなっている」と4カ月連続で引き下げた。4カ月連続の引き下げはリーマン・ショック後の平成20年10月～平成21年2月に5カ月連続で下方修正して以来となった。また、地域経済動向でも全国11地域全ての景況判断を下方修正した。

鹿児島県内の景況としては、生産活動では焼酎生産・出荷量は前年を上回り、かつお節生産も2カ月ぶり前年を上回った。電子部品関連については海外競争で厳しく、紙パルプ・木材は低迷している。消費関連に関しては、大型小売店は前年を下回り、新車販売台数もエコカー補助金終了により前年を下回った。畜産も牛枝肉相場に下げ止まりの感はあり、豚肉相場も前年を上回るが総じて低調。建設関連では公共工事の件数・請負金額ともに前年を上回り、連動して生コン生産量にも伸びが見られた。県内景況の牽引役であった観光業は宿泊客前年割れが続いており、九州新幹線全線開業による効果を継続できていない様子も窺える。

法的整理にこそ踏み切っていないものの、明確な出口戦略が見つからず、倒産予備軍は依然潜在化している傾向に変化はみられない。来年3月で期限切れとなる中小企業金融円滑化法終了以後の中小企業支援を目的とする再生ファンドの設立も相次いでいる。景況感の低迷が続いており、中小企業再生に自助努力にも限界があり企業間格差が広がり、今後年末から年度末にかけて倒産件数の増加の可能性がある、動向が注目される。

平成24年11月企業倒産状況（法的整理のみ）

企業名	所在地	業種	負債総額 (百万円)	資本金 (千円)	態様
(株)H	曾於市	卸売業	50	3,000	破産
(株)N	南さつま市	建設業	60	32,000	破産
2件					1億1,000万円



しま
郷土の暮らしを見つめる

奄美信用組合

理事長 安 忠雄

役職員一同

〒894-0025 奄美市名瀬幸町6番5号

T E L 0997-52-7111

F A X 0997-53-5211



中央会関連主要行事予定

平成 25 年 1 月	
7 日(月) 10:00	中央会年始会 鹿児島市「鹿児島サンロイヤルホテル」
15 日(火) 14:00	組合事務局代表者講習会 鹿児島市「鹿児島サンロイヤルホテル」
15 日(火) 22 日(火) 29 日(火) 19:00	店主のためのフェイスブック初級セミナー " 導入セミナー " 中級セミナー 【加治木地区】始良市「加治木町商工会」
17 日(木) 18:30	店主のためのフェイスブック初級セミナー 【天文館地区】鹿児島市「コルテヌビル7F」
23 日(水) 15:00	小企業者組織化特別講習会 鹿児島市「ホテルパレスイン鹿児島」
29 日(火) 13:30	組合自治監査講習会 鹿児島市「ホテルレクストン鹿児島」
平成 25 年 2 月	
21 日(木) 10:00	組合決算講習会 鹿児島市「アーバンポートホテル鹿児島」

組合事務局代表者講習会

「中小企業の人材育成と活用を考える」
JS パートナー(株)代表取締役 福島文二郎氏

日時 平成 25 年 1 月 15 日(火) 14 時～17 時
 場所 鹿児島市「鹿児島サンロイヤルホテル」

真のリーダーシップとは！
 ～9割がバイトでも最高のスタッフに育つディズニーの教え方～

リピーター率98%を誇る「東京ディズニーランド」を支えるキャストの育成や教育プログラムの開発に20年以上携わった経験から、真の人材育成の方法等についてお話いただきます。

小企業者組織化特別講習会

「小企業者の経営革新」
(株)ディセンター代表取締役 折原 浩氏

日時 平成 25 年 1 月 23 日(水) 15 時～17 時
 場所 鹿児島市「ホテルパレスイン鹿児島」

中小企業が発展していくためには、将来を見据えた経営プランが必要です。しかし、改革意欲はあってもどう取り組めばよいか迷っている経営者が少なくありません。

中小企業が自らの技術やアイデアを活かすどのように経営革新に取り組むかについてお話いただきます。

組合自治監査講習会

「監事の役割と監査の方法」
監査法人かごしま会計プロフェッション
社員・公認会計士 本田 親文氏

日時 平成 25 年 1 月 29 日(火)
 13 時 30 分～16 時 30 分
 場所 鹿児島市「ホテルレクストン鹿児島」

— 美味しい時間を3つのレストランで —

1階



カフェレストラン トリアン

2階



日本料理 七彩

13階



スカイラウンジ フェニックス

鹿児島 サンロイヤルホテル

鹿児島市与次郎1丁目8番10号 Tel:099-253-2020



ホテル ⇄ 鹿児島中央駅・天文館
無料シャトルバス運行中!

お役立てください県共済



- ◆火災共済（建物内動産火災共済）
- ◆自動車事故費用共済（まごころ共済）
- ◆生命傷害共済（あんしん共済）
- ◆医療総合保障共済・傷害総合保障共済
- ◆自動車総合共済（MAP）



県共済

鹿児島県火災共済協

鹿児島県中小企業共済協

理事長 小正 芳史

〒892-0821 鹿児島市名山町9-1(産業会館) TEL (099) 225-4218
ホームページ <http://www.synapse.ne.jp/kenkyosai> FAX (099) 227-3595

中小企業と、熱き絆で。



人を思う。未来を思う。

商工中金

商工中金 鹿児島支店

〒892-0847 鹿児島市西千石町 17-24 ☎099-223-4101
<http://www.shokochukin.co.jp/>

小規模企業の
経営者の
みなさまへ

小規模企業
共済制度

経営者ご自身の 「現役引退後の生活資金」のことを お考えですか？

こんな悩みにお応えします

「年金だけでは不十分で、不安がある」
「自分で積み増しするには、どんな
ものがあるの？」



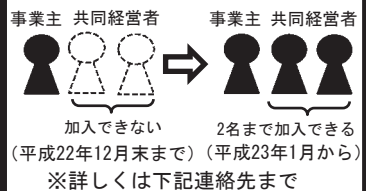
小規模企業共済は、「小規模企業経営者の
ための退職金制度」です。

平成23年1月1日より
受付開始！

『事業主の「共同経営者」
も加入の対象となります』

共済加入対象者が、個人事業主
の配偶者や後継者など
「共同経営者」まで拡大されます
(1事業主につき2人まで)

共同経営者の加入イメージ



加入し、掛金を毎月積み立てておけば…

将来、「廃業」「役員退任」等が生じたとき
に共済金をお受け取りいただけます。



現役引退後の安心した
生活設計が図れます。



●本制度の詳しい内容は、パンフレットを必ずご覧ください。

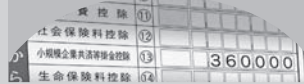
本制度のお申し込みは

鹿児島県中小企業団体中央会

〒892-0821 鹿児島市名山町9番1号
TEL 099-222-9258 FAX 099-225-2904

ポイント

1. 加入に年齢制限はありません。60歳以上でもOK!
2. 常時使用する従業員の数が、20名以下(商業、サービス業5名以下)の個人事業主、又は会社の役員の方が対象です。
3. 毎月3万円の掛金(年間36万円)で、例えば、課税対象所得400万円の方ならば108,000円の節税になります。
4. 「小規模企業共済法」に基づき運営されています。



すでに本制度に加入されている方は…

掛金月額1,000円～70,000円の範囲内で自由に
設定できます。(500円きざみ)

▶現在の掛金月額が7万円に達してい
ない方は、増額をお勧めいたします。

※掛金月額増額申込書と増額される金額(現金)を添えて左記へお申し込みください。
(掛金月額増額申込書がお手元に無い場合は、下記の共済相談室へご請求ください。)

制度の運営機関：独立行政法人中小企業基盤整備機構 TEL 050-5541-7171 (共済相談室) URL <http://www.smrj.go.jp/kyosai/index.html>

発行所／鹿児島県中小企業団体中央会

鹿児島市名山町9番1号 〒892-0821

電話(099)222-9258 FAX(099)225-2904

発行人／小正芳史 印刷所／測上印刷株式会社

電話(099)268-1002 FAX(099)266-3423